

都市計画税（市町村税）

この税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。



固定資産税の課税対象のうち、原則として都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地及び家屋を所有する人
 ※この所有者は、固定資産税における所有者と同じ人になります。



土地、家屋の価格（課税標準額）×0.3%（制限税率）
 ※税率については、各市町村の条例で定められています。



市町村から送付される納税通知書により、固定資産税と併せて、各市町村の条例で定める納期限（通常4月、7月、12月、2月の4回）までに納めます。

◎ 住宅用地の特例

住宅用地については、税負担を軽減する必要から、課税標準の特例措置が設けられています。特例措置を適用した額は、住宅用地の区分に応じて下表のとおり算出されます。

区分		特例課税標準額
小規模住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200㎡までの部分	価格×1/3
一般住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200㎡を超え、住宅の床面積の10倍までの部分	価格×2/3

※「価格」とは、固定資産課税台帳に登録されている価格です。
 住宅用地の認定のためには申告書の提出が必要です。
 詳細は土地の存在する市町村にお問い合わせください。